

# J A R L 山梨県支部アワード発行規則<sup>改定-1</sup>

平成16年8月11日付「J A R L 山梨県支部発行のアワードに関する内部規定(覚書)」に基づき、J A R L 山梨県支部の発行するアワードの名称、及び条件等を以下のように定める。  
尚、申請者は、本アワード申請を行った時点で、本規則の条項を、承諾したものとする。

## 第1条(名称)

本アワードの名称は「J A R L 山梨県支部全市全郡アワード」と称する。

## 第2条(発行者等)

1. 本アワードの発行者は「J A R L 山梨県支部」とする。
2. 発行代行者は「J A R L 地域登録クラブ 富士吉田ハムクラブ」とする。
3. 発行者は本アワードの発行に関する実務を発行代行者に委任する。
4. 申請者とは、本発行規則に基づいて、本アワードを申請した者とする。

## 第3条(条件等)

1. 申請者は、個人局のコールサインを有し、国内の住所地から申請する者とする。  
尚、個々の申請者の識別はコールサインで行う。
2. 申請時点で、存在する山梨県の市と郡の、すべての市郡のQ S Lカードを所持する者は、全市郡賞を申請することが出来る。(賞状には発行時点の市郡の総数を明記し発行する)
3. 申請時点で、存在する山梨県の市と郡の内、異なる15の市郡のQ S Lカードを所持する者は、A賞を申請することが出来る。(賞状には発行時点の市郡の総数を明記し発行する)
4. 申請時点で、存在する山梨県の市と郡の内、異なる10の市郡のQ S Lカードを所持する者は、B賞を申請することが出来る。(賞状には発行時点の市郡の総数を明記し発行する)
5. 申請時点で、存在する山梨県の市と郡の内、異なる5の市郡のQ S Lカードを所持する者は、C賞を申請することが出来る。(賞状には発行時点の市郡の総数を明記し発行する)
6. 前各賞とも、同一コールサインの局を複数市郡のQ S Lカードとして使用出来ない。
7. 第4条の有効日付以降に、合併により消滅した町村の局との交信は、合併する以前に属していた、郡のQ S Lカードとして使用することが出来る。(例 八田村: 中巨摩郡)
8. クロスバンド(V o I Pの場合を除く)、クロスモード、サテライト、レピータ、ゲストオペレータ、による交信により取得したQ S Lカードを、使用することは出来ない。
9. Q S Lカードの所持証明は、申請者本人が記名捺印した誓約書(申請書)並びにQ S Lカード所持リストを提出することで、Q S Lカードの提出に替えることが出来る。  
但し、発行者からの要求が有る場合は、返送費用も含め申請者の負担にてQ S Lカードの提出をする事とする。
10. 申請書用紙・Q S L所持リストの書式はJ A R L 山梨県支部が別途、定めた書式とする。
11. 全市郡賞・A賞・B賞・C賞はそれぞれ個別に申請するものとし、同時に申請は出来ない。

## 第4条(特記事項等)

本アワードの特記事項、及び申請に有効なQ S Lカードの交信日付は、次のように定める。

### 特記事項

1. バンド(1.9 3.5 7 10 14 18 21 24 28 50 144 430 1200 2400&UP (1.8は1.9に、3.7 3.8は3.5に、含むものとする)各MHz帯とし、その内一つとする) 1
2. モード(AM, FM, SSB, CW, SSTV, RTTY, の内一つとする) 1、 2
3. 申請者の移動範囲(常置・設置場所, 同一県内, 同一エリア内, とする) 1
4. その他(申請者がQRP運用の場合は QRP 1, 交信相手がすべてYL局の場合は YL, 交信相手がすべて常置・設置場所の局の場合は 固定局 1, 交信がすべてWiRES-等のVoIP経由での場合は VoIP, と特記する)
5. 一連番号は各賞ごとに割振るが、それとは別に、バンドかつモードごとに特記番号を割振る。並びにVoIPについても同じく割振る。  
(例 B賞 30-50MHzSSB 1、B賞 31-50MHzAM 1、A賞 2-7MHzCW 1など)  
1 VoIPの場合は特記の対象としない。  
2 AMモードの場合、24MHz帯以下で免許になっていても特記の対象としない。

### 有効交信日付

山梨県で開催された、J A R L かいじ総会の開催年である、平成5年1月1日以降でかつ、本アワード申請時点で存在する市郡との交信によるもの。

#### 第5条（発行等）

1. 本アワードの申請受付開始日は平成17年4月1日とする。（第6条3参照）
2. 本アワードの発行継続・休止等については、毎年の支部総会役員会にて協議する。

#### 第6条（申請方法等）

1. 本アワードの発行に要する手数料は、各賞とも1件当たり別記-1の金額とする。
2. 前項手数料として無記名の定額小為替を、申請書・Q S L所持リストと合わせて書留郵便・簡易書留郵便・配達記録郵便・普通郵便のいずれかの方法にて発行代行者に送付する。尚、この方法以外の申請は認めない。
3. 本アワードに申請日は前項の郵便消印の日とする。同一日付の申請が複数存在する場合は、Q S L所持リストの交信期日・交信開始時間により判断する。
4. 本アワードに関する問合せは、申請前・申請後に係わらず、返信に足る金額の切手を貼付し住所氏名を明記した返信用封筒を添付した、連絡可能な住所・氏名・コールサイン・電話番号を明記した書面にて行うものとする。尚、この方法以外の問い合わせには応じない。
5. 本申請を不受理と発行者が判断した場合は、その理由を明記した書面を付けて、申請者に返送するものとする。この場合、返送に要する費用として、別記-2の費用を差し引いて、申請者に書類を返送するものとする。
6. 発行は専従処理ではない為ある程度、日数を要する事を申請者は受諾するものとする。
7. 申請書用紙・Q S L所持リスト用紙の書式は、J A R L山梨県支部のホームページに掲載するものとする。（この場合、A4版白コピー用紙に原寸大にプリントアウトし、指示に従って使用すること）尚、第6条4の方法にて請求することも出来る。

#### 第7条（発行の取消等）

1. 申請者が本規則の条項並びに公序良俗に、反する行為を行ったと認めるに足る場合は、本アワード申請の受付を行わない。尚、既に発行済みアワードの場合は取消す事が出来る。
2. 前項の処理を行った場合J A R L山梨県支部は、ホームページ等に、その事柄とコールサイン・氏名等を公表する。

#### 第8条（免責）

本規則の条項を順守しない事による他、不可抗力により発生した事柄については、発行者・発行代行者はその責任を負わない。

#### 第9条（異議の申し立て）

1. 申請者は、第7条1の決定に対し異議がある場合は、発行代行者を経由して発行者に申し立てを行うものとする。尚、申し立てを行う場合は、書面によるものとする。
2. 異議の申し立てに対する裁定権者はJ A R L山梨県支部とする。

#### 第10条（定めのない事項等）

1. 本規則に定めのない事項は、別途定めるものとし、J A R L山梨県支部にて決定する。
2. 本規則のJ A R L山梨県支部とは支部長・副支部長2名及び、オブザーバーの地域登録クラブ富士吉田ハムクラブ代表者を言う。
3. 本規則の改定を行った場合及び、アワード発行状況、その他必要な事項はJ A R L山梨県支部ホームページに掲載する。（支部長宅に掲示する事で、これに代える場合もある。）

別記-1 第6条1で定めた金額は次の通りとする。

1. 申請者がJ A R L正員である場合、金1,000円 3
2. 申請者が前項に該当しない場合、金1,500円
3. 申請者が身体障害者である場合、金200円 4

別記-2 第6条5で定めた金額は次の通りとする。

1. 申請者がJ A R L正員である場合、金500円
2. 申請者が前項に該当しない場合、金1,000円
3. 申請者が身体障害者である場合、金200円
- 3 J A R L正員の判断は申請書受領後、発行代行者がJ A R Lホームページの会員検索にてこれを行い判断する。
- 4 身体障害者が申請する場合は申請書に身体障害者である旨の誓約する事で足りる。

平成16年8月11日制定・平成16年8月11日施行

平成17年5月1日一部改定

発行者 日本アマチュア無線連盟山梨県支部 支部長 J I 1 B V T 沼上 順治

#### 申請書類送付・問合せ先

発行代行者 403-0004 山梨県富士吉田市下吉田798 富士吉田ハムクラブ事務局